

水質検査結果一覧表(水質基準項目)

環境水道部では、お客さまに安心してご使用いただける水道水をお届けするために、厚生労働省の水質基準に基づき水質検査を行っています。

この厚生労働省の水質基準は、水道水に対する信頼性を確保していくために、非常に厳しい基準となっております。お客さまにお届けしている水道水の主な水質検査の状況は、下記の表のとおりです。

いずれの項目も、厚生労働省の水質基準内です。安心してご利用ください。

採水日:令和5年2月8日(水)

水質基準項目		基準値	泉町浄水場出口	上馬伏配水場出口	殿島町	三ツ島
基1	一般細菌	100集落数以下/ml	0	0	0	0
基2	大腸菌	検出されないこと	(-)	(-)	(-)	(-)
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	-	-	-	-
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	-	-	-	-
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	-	-	-	-
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	-	-	-	-
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	-	-	-	-
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	-	-	-	-
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
基10	シアン化合物及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1.12	1.07	1.12	1.11
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.10	0.10	0.12	0.12
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	-	-	-	-
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
基15	1・4-ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.06	0.06	0.06	0.06
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.003	0.001	0.003	0.003
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001	0.001未満	0.001
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.006	0.003	0.006	0.005
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.002	0.001未満	0.002	0.002
基30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満
基35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	15.3	15.4	15.4	15.2
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	21.5	23.4	24.3	24.3
基39	カルシウム、マグネシウム等	300mg/l以下	46	45	46	46
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	-	-	-	-
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	-	-	-	-
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	-	-	-	-
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	-	-	-	-
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	-	-	-	-
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	-	-	-	-
基46	有機物(TOC)	3mg/l以下	0.7	0.7	0.7	0.7
基47	pH値	5.8以上8.6以下	7.3	7.0	7.2	7.0
基48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基50	色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
基51	濁度	2度以下	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満
	遊離残留塩素	0.1mg/l以上	0.6	0.7	0.5	0.5

【備考】

■ :寝屋川市・門真市共同検査による項目

■ :市町村共同検査による項目

水質検査計画で定められた検査頻度に基づき検査を実施しています。

試験成績の表記方法について

平成15年10月10日付け健水発第1010001号 厚生労働省健康局水道課長通知により、水質基準項目及び水質管理目標設定項目(農薬類を除く。)に関する水質検査方法における定量下限は、原則として基準値及び目標値の10分の1であること。ただし、非イオン界面活性剤に係る検査方法の定量下限は基準値の4分の1であることとされています。